第三　令第百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第三号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び特定避難時間倒壊等防止建築物（法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で、令第百十条第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものに限る。）の外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第百十条の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

一　スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた室（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの

二　天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕上げとした室（床面積が四十平方メートル以下であるものを除く。）に設けられたもの

三　昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを令第百二十九条第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの

四　第一号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの

五　法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を設けたもの

六　開口部の高さが〇・三メートル以下のもの

七　開口面積が〇・二平方メートル以内のもの

表一

水平移動距離（単位　メートル）	$\frac{2}{3}Y\ (1-0.5L)+\frac{1}{2}B$
最大水平移動距離（単位　メートル）	$3+\frac{1}{2}B$

一　この表において、Y、B及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Y　表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離（単位　メートル）

B　他の外壁の開口部の幅（単位　メートル）

L　他の外壁の開口部の側部に袖壁等が防火上有効に設けられている場合における当該袖壁等が外壁面から突出している距離（単位　メートル）

二　他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。

表二

垂直移動距離（単位　メートル）	$\frac{B}{H}<2$	$(H+1.1B)(1-0.5L)+H$
	$\frac{B}{H}\geqq 2$	$3.2H\ (1-0.5L)+H$
最大垂直移動距離（単位　メートル）		$6.2+H$

一　この表において、B、H及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

B　他の外壁の開口部の幅（単位　メートル）

H　他の外壁の開口部の高さ（単位　メートル）

L　他の外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離（単位　メートル）

二　他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さに含めるものとする。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二及び第九号の二ロ並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第十六項の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

（準耐火構造の構造方法を定める件の一部改正）

第一条　準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一第一号イ中「令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　四十五分間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が四十五分間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

第一第二号イ中「令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

第一第三号イ中「令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ロの次に次のように加える。

ロ　四十五分間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

第一第四号イ中「令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

第一第五号ハ中「第三号ロ(1)」を「第三号ハ(1)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三号ロ」を「第三号ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

第二第一号中「令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同第二号中「第一第一号ロ(1)(i)」を「第一第一号ハ(1)(i)」に改め、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

二　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

第三第一号中「令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

二　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

第四第一号中「令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同第二号と同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

二　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

第五第一号ロ(2)(v)中「第一第三号ロ(1)」を「第一第三号ハ(1)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

第五第二号イ中「令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前号ロ(2)(iv)」を「前号ハ(2)(iv)」に改め、同号イの次に次のように加える。

ロ　四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。